神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱

(目 的)

第1条 「神戸市軽費老人ホーム利用料等取扱要綱(以下、「要綱」という。)」は、神戸市内に所在する 軽費老人ホームにおける「基本利用料」、「サービスの提供に要する費用(特別運営費関係を含む)」、「生 活費」及び「居住に要する費用」(以下、「利用料等」という。) について定めるものである。

(サービスの提供に要する費用)

第2条 サービスの提供に要する基本額(月額)は別表のとおりとする。

(介護職員処遇改善支援加算)

第3条 施設の職員に対する処遇改善のための費用は、新たに介護職員への賃金改善を実施する施設を対象とし、次により算出した額を限度に、サービスの提供に要する費用(月額)として別途支給することができる。

一般入所者数	介護職員の数(常勤換算)	
人	人	職員1人あたり(月額)
0~30	1	9,000円
31~80	2	(令和6年2月から5月
81~	3	までは 15,000 円)

(生活費)

第4条 生活費(食材料費及び共用部分の光熱水費に限る。)は、下記の額を上限とする。

1人あたりの額	冬期加算額(11月から3月まで)
48, 764 円	2, 160 円
(令和6年7月までは46,940円)	

(定めのない事項の取り扱い)

第5条 軽費老人ホームの利用料等は、この要綱に定めるものを除き、平成20年5月30日付け老発0530003号厚生労働省通知「軽費老人ホームの利用料等に係る取り扱い指針について」に基づき取り扱うものとする。

附 則

1 要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和5年1月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

1 要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則

1 要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

1 要綱は、令和7年3月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表

① 単独設置 (特定施設以外)

施設形態	取扱定員 (人)	利用料単価(月額)(円)	
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
	20	140,450	142,080
	21-30	94,070	95,160
	31-40	82,600	83,550
	41-50	73,640	74,500
単独	51-60	62,370	63,100
	61-70	59,050	59,740
	71-80	51,810	52,410
	81-90	51,310	51,900
	91-100	46,280	46,810
	101-110	44,670	45,180
	111-120	41,040	41,520

② 併設設置 (特定施設以外)

施設形態	取扱定員(人)	利用料単価(月額)(円)		
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降	
	10-14	143,360	145,030	
	15-19	96,080	97,190	
	20-29	91,650	92,710	
	30	66,200	66,960	
	31-40	61,570	62,280	
併設	41-50	49,600	50,170	
	51-60	41,550	42,030	
	61-70	35,710	36,130	
	71-80	31,490	31,850	
	81-90	33,300	33,680	
	91-100	30,080	30,430	
	101-110	29,270	29,610	
	111-120	26,960	27,270	

③ 単独設置 共通職員 (特定施設)

施設形態	取扱定員(人)	利用料単価(月額)(円)
	20	81,690
	21-30	54,930
	31-40	41,450
	41-50	40,740
単独	51-60	35,010
	61-70	35,510
	71-80	31,280
	81-90	27,860
	91-100	25,250
	101-110	25,450
	111-120	23,440

④ 併設設置 共通職員 (特定施設)

施設形態	取扱定員 (人)	利用料単価(月額)(円)
	10-14	25,850
	15-19	17,700
	20-29	32,890
	30	27,060
	31-40	20,520
併設	41-50	16,700
	51-60	14,080
	61-70	12,270
	71-80	10,960
	81-90	9,850
	91-100	8,950
	101-110	14,580
	111-120	13,480

⑤ 特定施設(単独・併設共通)一般入所者に対する介護職員

施設形態	取扱定員(人)	利用料単価(月額)(円)	
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
	20	34,810	35,210
	21-30	22,730	23,000
	31-40	28,770	29,100
	41-50	22,930	23,200
単独	51-60	19,110	19,330
・併設	61-70	16,390	16,580
	71-80	14,380	14,550
	81-90	17,900	18,110
	91-100	16,090	16,280
	101-110	14,680	14,850
	111-120	13,380	13,530

⑥ 特定施設(単独・併設共通)一般入所者に対する介護職員を1名置かなかった場合

施設形態	取扱定員 (人)	利用料単価(月額)(円)	
		令和6年5月31日以前	令和6年6月1日以降
	20	11,670	11,800
	21-30	7,240	7,320
	31-40	17,000	17,200
	41-50	13,580	13,730
単独	51-60	11,360	11,500
・併設	61-70	9,750	9,870
	71-80	8,450	8,540
	81-90	12,770	12,920
	91-100	11,460	11,600
	101-110	10,360	10,480
	111-120	9,550	9,660